

諮問番号：令和7年度諮問第30号  
答申番号：令和7年度答申第44号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年11月10日付  
けで、審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下  
「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項に基づく保護変更  
申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以  
下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

### 第2 審査関係人等の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人は、処分庁から生活保護のしおりを手渡されただけであり、火災  
保険料を含む賃貸借契約の更新料について一時扶助として申請できるという  
説明を受けておらず、申請できることを知らなかった。2021年（令和3年）  
に火災保険料を支払った際には家計が圧迫され困窮していたものである。2  
023年（令和5年）に支払った火災保険料は支給されたのに、2021年（令  
和3年）に支払った火災保険料が遡及支給されないのは違法または不当であ  
る。

以上から、本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

（1）本件についてみると、処分庁は、審査請求人からの保険期間を令和3年9  
月26日から令和5年9月25日までとする火災保険料（以下「本件火災保  
険料」という。）の支給を求める本件申請に対して、同年11月10日付け

で、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2答1に照らし、遡及変更の対象とは認められないことから、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

（2）本件火災保険料を遡及変更の対象外とした判断について

審査請求人は、次のとおり主張する。すなわち、担当ケースワーカーからは生活保護のしおりを手渡されただけで内容の説明は一切無く一時扶助等の説明もなかったことから、本件火災保険料を申請できなかったのは処分庁に帰責事由が有る。また、本件火災保険料を支払った時も家計を大きく圧迫し大変困窮した。さらに、令和3年の時点では火災保険料の扶助を知らなかったところ、処分庁は生活保護のしおりに記載があると主張するが、審査請求人が初めて読んだ生活保護のしおりは、令和5年9月27日に処分庁から送付されたものである。そして、生活保護のしおりには、一時扶助の支給について、後から申請しても支払えない場合があると記載があるにもかかわらず、令和5年に支払った火災保険料（以下「別件火災保険料」という。）は一時扶助を支給する一方で、本件火災保険料を扶助しないことは不当であるとするのである。

扶助費追加支給の限度については、問答集問13-2答1のとおり、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、最低生活費の遡及変更は3か月程度と考えることとする一方、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間の限度として追加支給して差しつかえないとされている。

これを本件について検討すると、①処分庁が平成27年4月1日に発行した生活保護のしおりには、一時扶助の内容として、火災保険の契約更新料が例示されており、また、一時扶助の支給には一定の要件や上限額があり、支給されない場合があるため、必ず事前に相談すること及び事後の相談の場合、一時扶助を支給できない場合があることについて、同しおりに記載があること、②同年5月13日、処分庁は審査請求人宅に家庭訪問し、生活保護のしおりを手渡し、読むように伝えたこと、③令和5年9月25日、処分庁は、審査請求人から、本件火災保険料の支給について相談があり、保険会社から審査請求人に対する、契約期間を令和3年9月26日から令和5年9月25日までとする火災保険の申し込みの事実を証する書類を受理したこと、④同月29日、処分庁は保険会社に問い合わせ、本件火災保険料（17,000円）が令和3年8月20日に納入済みであることを確認したこと、⑤令和5年10月18日、審査請求人は、前記②のとおり、生活保護のしおりを手渡

された後に読んだのかとの処分庁からの問いに対し、3箇月後に読んだ旨回答したこと、生活保護のしおりの内容を全て読んだのかとの処分庁からの問いに対し、全て読んだ旨回答したこと及び火災保険料の支給について認識できていたかとの処分庁からの問いに対し、知っていた旨回答したこと、⑥同年2月7日、処分庁は、本件申請書を審査請求人から受理したこと、⑦同年1月1日、処分庁はケース診断会議を開催し、前記②及び⑤の事実があるにも関わらず、本件火災保険料の支出から2年以上経過した後に本件申請がなされていることに鑑みれば、審査請求人に帰責する理由がないとは認められず、また、本件火災保険料の支出から2年以上経過している中で、最低生活は維持されており、現状において審査請求人世帯の家計を圧迫しているとはいえないことから、本件申請を却下することを決定したことが認められる。

これらのことからすると、本件申請は、本件火災保険料が納入された事実から2年以上経過して、本件火災保険料の支給を求めたものと認められる。また、本件事件記録からは、本件申請以前に審査請求人が本件火災保険料の支給について、処分庁に対し申請又は相談した事実はなく、処分庁が審査請求人に対し、本件火災保険料の支給申請を妨げた等の事情は認められない。さらに、処分庁は、審査請求人が本件火災保険料を支出する以前に、審査請求人に対し生活保護のしおりを配布し、一時扶助の支給について一定教示を行い、生活保護のしおりの記載された一時扶助の支給について審査請求人の理解度を確認し、組織的な検討を経て、本件処分を行ったことが認められる。

これらの事情に鑑みると、審査請求人は火災保険料の支給を含めた一時扶助の支給について、処分庁から一定の教示を受け、一定の理解があるものと思慮される状況下において、令和5年9月25日に処分庁に対して本件火災保険料の支給について相談するまでの間、申請又は相談した事実は認められない。そうすると、審査請求人は本件火災保険料に係る一時扶助の支給について相談を要することや、その申請手続きについて知り得たと評価でき、本件火災保険料の納入から2年以上経過した時点でしか申請をなし得なかったという事情は本件事実関係において認められないため、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことにつき、審査請求人に帰責事由がないとはいえない。また、処分庁は本件火災保険料の支払いがあったことについて、審査請求人からの申出を受けるまで知らなかった状況にあり、審査請求人からの申出を受け、事実関係を確認するため書類の提出を求める等し、本件申請に係る一時扶助を支給しないことにより審査請求人の現在の生活を圧迫するものと評価し難いことも踏まえ、組織的検討を行い、本件申請を拒否する意思決定を行ったことに鑑みれば、処分庁において認定を誤ったことが明らかであると評価することはできない。したがって、問答集問13—2答1に照らし、発見月の前々月を超える過去の需要である本件火災保険料の支給

を求めた本件申請を却下した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、いずれも事後申請となった別件火災保険料及び本件火災保険料について、本件火災保険料のみ扶助しないことは不当である旨主張するが、別件火災保険料に係る申請は、別件火災保険料の支出後、1月以内に行われていることから、処分庁は、問答集問13-2答1に照らし、遡及変更が可能な期間であるため支給したにすぎず、本件処分の判断とは異なることから、審査請求人の主張は本件処分を取り消すまでの理由とはいえない。

(3) したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和7年11月 7日 諮問の受付  
令和7年11月11日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知  
主張書面等の提出期限：11月25日（審査請求人より11月20日付け提出）  
口頭意見陳述申立期限：11月25日  
令和7年11月25日 第1回審議  
令和7年12月 3日 処分庁に対する資料提出の求め  
提出期限：12月17日（回答：令和8年1月9日付け〇〇〇第2467号）  
審査庁に対する資料提出の求め  
提出期限：12月17日（回答：令和7年12月9日付け社援第2928号）  
令和7年12月23日 第2回審議  
令和8年 1月29日 第3回審議  
令和8年 2月26日 第4回審議  
令和8年 3月24日 第5回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化

的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

- (3) 法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第7条は、申請保護の原則として「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」と定めている。
- (5) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
- (6) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。
- (7) 法第25条第2項は、職権による保護の開始及び変更について「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と定めている。
- (8) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4(1)クは、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえない。」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項に規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (9) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7問88は、「契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料を認

定してよいか。」の答として、「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。」と記している。

なお、課長通知は処理基準である。

- (10) 問答集問13-2答1は、「世帯員の転入等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき。」の扶助費追加支給の限度について、「(前略) 本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間の限度として追加支給して差しつかえない。(後略)」と記している。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成21年2月13日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 平成27年5月13日、処分庁は担当者交代に伴い審査請求人宅を訪問し、処分庁発行の保護のしおり(以下「しおり」という。)を手交し、読むように伝えた。なお、しおりは平成27年に改訂された際、一時扶助について契約更新料として火災保険料が含まれることを明記していたが、審査請求人の保護開始決定時のしおりには火災保険料が一時扶助の対象になることは明記されていなかった。(処分庁回答)
- (3) 令和元年1月、審査請求人は現住所に転居した。その際処分庁に提出された賃貸借契約書写には、特約事項(4)として「契約期間中は保証会社 火災保険に契約再更新するものとする」との文言があり、火災保険への加入が契約更新の条件となっていた。(処分庁回答)
- (4) 令和5年9月25日、審査請求人より火災保険料の申請の相談があり、審査請求人来所の上、2023年(令和5年)からの別件火災保険料について支給の申請が行われた。審査請求人は2021年(令和3年)の契約更新時

- の本件火災保険料についても支給が受けられないか相談したため、処分庁は確認できる書類に基づき検討する旨回答した。同日、処分庁は課長通知第7問88答に基づき、別件火災保険料17,000円の支給決定を行った。
- (5) 令和5年9月26日、審査請求人が再度来庁し、本件火災保険料に係る資料を提出した。処分庁から審査請求人に領収証の提出を求めたが、審査請求人は見つからなかったと述べた。処分庁が、本件火災保険料については契約が2年前であり直ちに判断できない旨を伝達したところ、審査請求人はそもそも申請ができると説明を受けていないと主張した。
- (6) 令和5年9月29日、処分庁は審査請求人の居住物件の貸主に事実確認を行い、本件火災保険料17,000円が令和3年8月20日に支払い済みであることを把握した。
- (7) 令和5年10月18日、処分庁は審査請求人に対し、平成27年5月13日に処分庁担当者がしおりを手渡し読むように伝えていたことから、支出がされてから2年が経過している現状において遡及支給は難しい旨の説明を行った。審査請求人は、しおりについては交付を受けてから3か月後に読んだとしつつ、火災保険料の支給について認識できていたのかとの問いに対し「知っていましたよ」と回答した上で、3か月以内と記載されていないので分からなかった旨の主張を行った。なお、その後審査請求人は主張書面において「知っていた」と回答したことについて撤回している。
- (8) 令和5年10月27日、審査請求人は本件申請を行った。
- (9) 令和5年11月1日、処分庁はケース診断会議において、平成27年5月13日の家庭訪問でしおりを手渡し、読むように伝えていること、審査請求人がしおりを読み、火災保険料の申請が可能であったことを理解していたことから審査請求人に帰責事由がないと言えないこと、また火災保険料を支出して2年以上経過し最低生活が維持されていることから、現状において審査請求人世帯の家計を圧迫しているとは言えないとして本件申請を却下することと決定した。
- (10) 令和5年11月10日付けで、処分庁は本件処分を行った。本件処分に係る「保護申請却下通知書」には、却下の理由として、「あなたは、令和5年(2023年)10月27日に契約更新料として火災保険料(保険期間:2021年9月26日~2023年9月25日)を申請しましたが、本件契約更新料の申請が遅れたことはあなたに過失・帰責性があると判断したため。(詳細は別紙参照)」と記載されていた。

なお、別紙の記載は以下のとおりである。「あなたが、令和5年(2023年)10月27日付けで行った住宅扶助申請については、以下の理由により却下します。(却下理由) あなたは、令和5年(2023年)10月27日に契約更新料として火災保険料(保険期間:2021年9月26日~202

3年9月25日)を申請しました。本申請にかかる火災保険料は、あなたが令和3年(2021年)8月20日に支払いをされてから2年以上が経過しています。このことは、(中略)〔問答集〕(問13-2答)において、「最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とされていることから、すでに2年以上前に支払いを終えている契約更新料については遡及変更の対象とはなりません。また、同事務連絡において「ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない」と記載されていることから、あなたに今回の申請が2年を経過したことについての帰責性があるかどうかについても検討を行いました。福祉事務所は平成27年(2015年)4月発行の(中略)〔しおり〕を〔保護を受給している〕全世帯に配布しており、家庭訪問時に持参しよく読むように伝えていました。同年5月13日には、ケースワーカーがあなたの家を訪問し、(中略)〔しおり〕を手渡ししよく読むように伝えていました。配布した(中略)〔しおり〕には、一時扶助について「必ず事前に地区担当員に相談してください。後から相談していただいても、一時扶助等を支給できない場合がありますので十分に注意してください。」と記載されています。このことに関して令和5年(2023年)10月18日に、担当ケースワーカーからあなたに対し、平成27年(2015年)5月13日に手渡された(中略)〔しおり〕を読んだのかどうかの確認を行ったところ、手渡された3か月後にすべて読んだと話していました。上記から、あなたは(中略)〔しおり〕をすべて読んだうえで、火災保険料について事前に地区担当員に相談せず、かつ火災保険料を支払ってから2年以上も申請せず放置していたということになります。よって、本件契約更新料の申請が遅れたことはあなたに過失・帰責性があると判断します。以上より、(中略)〔法〕第24条第9項に基づき、住宅扶助申請を却下します。」。

(11) 令和6年1月9日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人からの、本件火災保険料の支給を求める本件申請に対して、同年11月10日付けで、問答集問13-2答1に照らし、遡及変更の対象とは認められないことから、本件申請

を却下する本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 本件火災保険料を遡及変更の対象外とした本件処分に違法性ないし不当性があるか、以下判断する。

まず、審査請求人は、次のとおり主張する。すなわち、担当ケースワーカーからはしおりを手渡されただけで内容の説明は一切無く一時扶助等の説明もなかったことから、本件火災保険料を申請できなかったのは処分庁に帰責事由が有る。また、本件火災保険料を支払った時も家計を大きく圧迫し大変困窮した。さらに、令和3年の時点では火災保険料の扶助を知らなかったところ、処分庁はしおりに記載があると主張するが、審査請求人が初めて読んだしおりは、令和5年9月27日に処分庁から送付されたものである。そして、しおりに、一時扶助の支給について、後から申請しても支払えない場合があると記載があるにもかかわらず、別件火災保険料は一時扶助を支給する一方で、本件火災保険料を扶助しないことは違法ないし不当であるとするのである。

- (3) まず、課長通知第7問88は、「契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。」の答として、「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。」と記している。本通知にいう「必要やむを得ない場合」は火災保険料等の支払がなければ契約が更新されず、結果として居宅を失うような場合と解されるから、居住する居宅の賃貸借契約において契約更新の要件として火災保険への加入が特約で定められている本件では本来火災保険料は支給対象であり、現に審査請求人は令和5年分についての支給を受けているものである。

- (4) 一方、審査請求人は、その2年前である令和3年の本件火災保険料の申請（本件申請）を行っている。

問答集問13-2答1は、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要がある場合について、最低生活費の遡及変更は3か月程度と考えることとする一方、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえないとしている。

これを本件について検討すると、①処分庁が平成27年4月1日に発行したしおりに、一時扶助の内容として、火災保険の契約更新料が例示されており、また、一時扶助の支給には一定の要件や上限額があり、支給されない場合があるため、必ず事前に相談すること及び事後の相談の場合、一時扶助を支給できない場合があることについて、同しおりに記載があること、②同年5月13日、処分庁は審査請求人宅に家庭訪問し、しおりを手渡し、読むように伝えたこと、③令和5年9月25日、処分庁は、審査請求人から、本

件火災保険料の支給について相談があり、保険会社から審査請求人に対する、契約期間を令和3年9月26日から令和5年9月25日までとする火災保険の申し込みの事実を証する書類を受理したこと、④同月29日、処分庁は保険会社に問い合わせ、本件火災保険料（17,000円）が令和3年8月20日に納入済みであることを確認したこと、⑤令和5年10月18日、審査請求人は、前記②のとおり、しおりを手渡された後に読んだのかとの処分庁からの問いに対し、3箇月後に読んだ旨回答したこと、しおりの内容を全て読んだのかとの処分庁からの問いに対し、全て読んだ旨回答したこと及び火災保険料の支給について認識できていたかとの処分庁からの問いに対し、知っていた旨回答したこと、⑥同月27日、処分庁は、本件申請書を審査請求人から受理したこと、⑦同年11月1日、処分庁はケース診断会議を開催し、前記②及び⑤の事実があるにも関わらず、本件火災保険料の支出から2年以上経過した後に本件申請がなされていることに鑑みれば、審査請求人に帰責する理由がないとは認められず、また、本件火災保険料の支出から2年以上経過している中で、最低生活は維持されており、現状において審査請求人世帯の家計を圧迫しているとはいえないことから、本件申請を却下することを決定したことが認められる。

- (5) 問答集問13-2答1の「発見月」についての厚生労働省の解釈は「申請月」とのことであり、本件での「発見月」は審査請求人が処分庁に申請を行った令和5年10月であると考えられるから、本件火災保険料を支払うべき時期はこれより2年以上前であって、「3か月程度」は経過しており、前段には該当しないと考えられる。

一方、問答集問13-2答1後段においては、「受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく」かつ「保護の実施機関において認定を誤った場合」は発見月から5年を限度として追加支給を認めるとされている。

しかし、本件においては少なくとも処分庁が「認定を誤った」とまで評価できる事情は見当たらないため、後段にも該当しない。

- (6) もっとも、審査請求人は「申請できると知っていたらしていた」旨を述べている。前記問答集の考え方は基本的に処分の法的安定性に配慮したものであると解されるが、一方で、申請権を行使する期待可能性がないのであれば、当該通知に機械的に依拠することは申請者にとって酷となる場合も否定できない。

この点、本件では、審査請求人の保護開始決定時のしおりにおいては一時扶助として火災保険料についての言及がなく、また、平成27年の改訂版においては一時扶助として火災保険料についての言及があり事前相談が必要であることは記載されているものの、遡及できる期間が3か月であることについての記載がない。本件では処分庁が審査請求人にどの程度の説明・教示

を行ったかについては、例えば説明を聞き内容を了承したような書面が審査請求人から提出されていれば格別、そのような証拠もないし、現に審査請求人も知っていれば申請した旨述べているため、申請権を行使し得るのに十分なものであったとは直ちに評価できない。

また、生活保護制度は申請保護の原則（法第7条）をとるものの、法第25条第2項において、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（後略）。」とあるように、常時の生活状態の調査とそれに基づく職権による保護変更を認めている。

本件において処分庁は、従前から住宅費を支給していたことから、審査請求人から賃貸借契約書の写しを受領し、当該契約において特約で火災保険への加入が条件となっていたことを認識していたものと考えられ、本件では、処分庁は職権で審査請求人から必要な資料を徴収することや火災保険料の給付を行い得たものともいえる。また、社会通念上、建物の賃貸借契約において火災保険への加入が義務付けられることは一般的であることから、処分庁が審査請求人に対し、本件火災保険料の支給に係る申請について助言・教示することも容易であったといえる。

このように、本件処分においては、①契約更新の際に火災保険料の更新も含まれることが一般的であり、②処分庁がその点について助言をすること自体容易であり（すなわち、処分庁に対し個別事案について逐次チェックをするという特別な負担を課すものではなく、一般的な運用の変更で対応可能である）、③そうであれば問答集の趣旨である法的安定性を大きく害するといったおそれもなく、④逆に、仮に多くのケースで火災保険料の支給が認められている場合には審査請求人が特に不利益を被っているものとする余地がある。これらの事情を勘案すると、本件では問答集の機械的な適用を避けるべき個別事情が認められる一方、これらの考慮を尽くしていなかった考慮不十分があると言わざるを得ない。処分庁が審査請求人の申請に先立って助言・教示を行うべきことは裁判例（福岡地小倉支判平23年3月29日賃社1547号42頁）において、「生活保護は、憲法25条に定められた国民の基本的な権利である生存権を保障し、要保護者の生命を守る制度であって、要保護状態にあるのに保護を受けられないと、その生命が危険にさらされることにもなるのであるから、他の行政手続にもまして、利用できる制度を利用できないことにならないように対処する義務があるというべきである。すなわち、生活保護制度を利用できるかについて相談する者に対し、その状況を把握した上で、利用できる制度の仕組みについて十分な説明をし、適切な助言を行う助言・教示義務、必要に応じて保護申請の意思の確認の措置を取る

申請意思確認義務、申請を援助指導する申請援助義務（助言・確認・援助義務）が存するということができる。」としたこととも整合するものである。

したがって、本件処分においては前記①から④までの重要な事実について考慮が尽くされていない点で裁量権を逸脱又は濫用したものと評価せざるを得ない違法があるから、取り消されるべきである。

なお、本件において審査庁は処分庁の上級行政庁ではないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項に基づき、処分の変更、すなわち本件火災保険料の給付を命じることまでは行い得ないことは当審査会より念のため示すものである。

(7) 以上のとおり、本件処分は違法であるから、本件審査請求は行政不服審査法第46条第1項に基づき認容すべきである。

## 第6 付言

当審査会における前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

本件審査請求においては、令和6年6月28日に処分庁に再々反論書を送付した旨記録されているが、そのあと令和7年10月16日に審理手続終結の旨を通知するまで、約1年3か月の間、審理が行われた記録がない。

行政不服審査法は第1条で簡易迅速な権利義務の救済を旨としており、手続をこれだけの期間停止させることは適切ではない。審査庁においては、同法第28条の趣旨を念頭におき、事務分担の見直しや事務の効率化に努め、迅速かつ公正な審理の実現のため、審理手続を計画的に進行させるべく工夫、努力することが今後も求められる。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）原田 裕彦

委員 海道 俊明

委員 福島 豪